

長野県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則案について

教育総務課

1 改正の理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員長と教育長が一本化されたことなどに伴い、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

長野県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則案

(長野県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会公告式規則(昭和28年長野県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「基く」を「よる」に改める。

(長野県教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 長野県教育委員会会議規則(昭和31年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第2条とする。

第5条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長に届出」を「教育長に届け出」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条第2項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」に、「及びその委任」を「の委任」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に、「はかる」を「諮る」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「委員長」を「教育長」に、「のべる」を「述べる」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条第1項中「委員長が教育長の推薦」を「教育長がその指定」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2号中「出席委員」を「教育長、出席委員」に改め、同条第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第6号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「には、」の次に「教育長及び」を加え、同条を第21条とする。

第24条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会議録の公表)

第23条 教育長は、会議録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第25条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第24条とする。

(長野県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第3条 長野県教育委員会傍聴人規則(昭和31年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「委員長」を「教育長」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条(見出しを含む。)及び第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)

第4条 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは室」を削る。

第5条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、必要に応じて、前項に規定する事項の管理及び執行の状況を委員会に報告しなければならない。

別表第1の(5)中「教育長並びに」を削り、同(7)中「教育長、」を削り、同(17)を同(18)とし、同(16)の次に次の事項を加える。

(17) 県立中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に関すること。

別表第3の1の(4)中「の決定」を「(別表第1の(17)に掲げる事項を除く。)」に改める。

別表第4中「(室の長を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

長野県教育委員会公告式規則新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（この規則の目的）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定による公告式は、この規則の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">（この規則の目的）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基く公告式は、この規則の定めるところによる。</p>

長野県教育委員会会議規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(削る。)</p>	<p>(委員長の選挙) 第2条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもつて当選人とする。 2 前項の選挙につき、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。</p>
<p>(削る。)</p> <p>(議席) 第2条 会議における議席は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>(委員長職務代理者の指定) 第3条 前条の規定は、委員長職務代理者の指定に準用する。</p> <p>(議席) 第4条 会議における議席は、<u>委員長</u>が定める。</p>
<p>(定例会及び臨時会) 第3条 (略) 2 (略) 3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p>	<p>(定例会及び臨時会) 第5条 (略) 2 (略) 3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p>
<p>(会議の招集) 第4条 (略) 2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を適宜の方法により<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(会議の招集) 第6条 (略) 2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を適宜の方法により<u>委員長</u>に届出なければならない。</p>
<p>(会議の日程) 第5条 会議の日程は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>(会議の日程) 第7条 会議の日程は、<u>委員長</u>が定める。</p>
<p>(動議) 第6条 (略) 2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は会議に諮つて、これを議題としなければならない。</p>	<p>(動議) 第8条 (略) 2 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は会議にはかつて、これを議題としなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(発言) 第7条 委員は、会議において発言しようとするときは、<u>教育長</u>の許可を得なければならない。教育長<u>の委任</u>を受けた者が発言しようとするときも同様とする。</p>	<p>(発言) 第9条 委員は、会議において発言しようとするときは、<u>委員長</u>の許可を得なければならない。教育長<u>及びその委任</u>を受けた者が発言しようとするときも同様とする。</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>(採決) 第9条 <u>教育長</u>は、論議が尽きたと認めるときは、<u>会議に諮つて</u>採決しなければならない。</p>	<p>(採決) 第11条 <u>委員長</u>は、論議が尽きたと認めるときは、<u>会議にはかつて</u>採決しなければならない。</p>
<p>(採決の方法) 第10条 <u>教育長</u>は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決するものとする。</p>	<p>(採決の方法) 第12条 <u>委員長</u>は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決するものとする。</p>
<p>第11条 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、<u>会議に諮つて</u>記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p>	<p>第13条 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、<u>会議にはかつて</u>記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p>
<p>第12条 <u>教育長</u>は、議題について異議の有無を<u>会議に諮る</u>ことができる。全委員に異議がないと認めるときは、<u>教育長</u>は可決を宣する。</p>	<p>第14条 <u>委員長</u>は、議題について異議の有無を<u>会議にはかる</u>ことができる。全委員に異議がないと認めるときは、<u>委員長</u>は可決を宣する。</p>
<p>(採決の順序) 第13条 修正案は、原案に<u>先立つて</u>可否を決する。</p>	<p>(採決の順序) 第15条 修正案は、原案に<u>さきだつて</u>可否を決する。</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>第15条 <u>全ての</u>修正案が否決されたときは、原案について採決する。</p>	<p>第17条 <u>すべての</u>修正案が否決されたときは、原案について採決する。</p>
<p>(陳情等) 第16条 委員会に対して口頭をもつて陳情等をしようとする者は、<u>教育長</u>の許可する時間内において事情を<u>述べる</u>ことができる。</p>	<p>(陳情等) 第18条 委員会に対して口頭をもつて陳情等をしようとする者は、<u>委員長</u>の許可する時間内において事情を<u>のべる</u>ことができる。</p>
<p>(会議の傍聴) 第17条 (略)</p>	<p>(会議の傍聴) 第19条 (略)</p>

改正案	現行
<p>(会議録) 第18条 (略)</p> <p>(会議録の作成) 第19条 会議録は、<u>教育長</u>がその指定する事務局職員に作成させる。 2 会議録は、<u>全て</u>の議事を簡潔、正確に記載しなければならない。</p> <p>(会議録記載事項) 第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。 (1) (略) (2) <u>教育長、出席委員</u>及び欠席委員の氏名 (3) <u>教育長及び委員</u>のほか、会議に出席した者の氏名 (4) (略) (5) (略) (6) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>(会議録の署名) 第21条 会議録には、<u>教育長及び出席全委員</u>が署名しなければならない。</p>	<p>(会議録) 第20条 (略)</p> <p>(会議録の作成) 第21条 会議録は、<u>委員長が教育長の推薦</u>する事務局職員に作成させる。 2 会議録は、<u>筆記によりすべて</u>の議事を簡潔、正確に記載しなければならない。</p> <p>(会議録記載事項) 第22条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。 (1) (略) (2) <u>出席委員</u>及び欠席委員の氏名 (3) <u>委員</u>のほか、会議に出席した者の氏名 (4) (略) (5) (略) (6) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>(会議録の署名) 第23条 会議録には、<u>出席全委員</u>が署名しなければならない。</p>
<p>(会議録記載事項に関する異議) 第22条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、<u>教育長</u>はこれを会議に諮って決定する。</p> <p>(会議録の公表) 第23条 <u>教育長は、会議録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(補則) 第24条 この規則に定めるもののほか、会議及び議事の運営について必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p>(会議録記載事項に関する異議) 第24条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、<u>委員長</u>はこれを会議にはかつて決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(補則) 第25条 この規則に定めるもののほか、会議及び議事の運営について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p>

長野県教育委員会傍聴人規則（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(傍聴手続)</p> <p>第1条 長野県教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他<u>教育長</u>の必要と認める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第2条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、傍聴を許さない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号のほか、<u>教育長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(<u>教育長</u>の指示)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第5条 前各条のほか、傍聴人は<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>(傍聴手続)</p> <p>第1条 長野県教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他<u>委員長</u>の必要と認める事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第2条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、傍聴を許さない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号のほか、<u>委員長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(<u>委員長</u>の指示)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第5条 前各条のほか、傍聴人は<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たつて、その事務が他の本庁の課若しくは所（現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。）又は知事の事務部局の課等若しくは現地機関の長（以下「課長等」という。）の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の課長等に合議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（委任事項）</p> <p>第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第25条第1項</u>の規定により、委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p><u>2 教育長は、必要に応じて、前項に規定する事項の管理及び執行の状況を委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>（別表第1）（第4条関係） 委員会に付議する事項 （1）～（4） （略） （5） 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員（以下「事務局等職員」という。）のうち課長級以上の職員の任免に関すること。 （6） （略） （7） 事務局等職員及び学校職員の分限（免職に限る。）及び懲戒に関すること。 （8）～（16） （略） <u>（17） 県立中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書</u>の採扱に関すること。 <u>（18） その他教育長が委員会に付議することを要すると認めるもの</u></p> <p>（別表第3）（第6条関係） 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 （1）～（3） （略）</p>	<p>第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たつて、その事務が他の本庁の課若しくは室若しくは所（現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。）又は知事の事務部局の課等若しくは現地機関の長（以下「課長等」という。）の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の課長等に合議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（委任事項）</p> <p>第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>の規定により、委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（別表第1）（第4条関係） 委員会に付議する事項 （1）～（4） （略） （5） <u>教育長並びに</u>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員（以下「事務局等職員」という。）のうち課長級以上の職員の任免に関すること。 （6） （略） （7） <u>教育長、事務局等職員</u>及び学校職員の分限（免職に限る。）及び懲戒に関すること。 （8）～（16） （略） （新設）</p> <p><u>（17） その他教育長が委員会に付議することを要すると認めるもの</u></p> <p>（別表第3）（第6条関係） 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 （1）～（3） （略）</p>

改正案	現行
<p>(4) 教科用図書採択地区の設定及び変更並びに教科用図書の採択<u>(別表第1の(17)に掲げる事項を除く。)</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(別表第4) (第6条関係) 課長が専決する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(4) 教科用図書採択地区の設定及び変更並びに教科用図書の採択の<u>決定</u>に関すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(別表第4) (第6条関係) 課長<u>(室の長を除く。)</u>が専決する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p>